

大磯町工事請負契約の入札に係る積算疑義申立手続に関する試 行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本町が発注する工事に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下これらを「入札」という。）の透明性及び公平性を確保するため、入札参加者が、当該入札に係る工事の積算内容の確認及び当該積算内容に関する疑義申立てを行う場合の手続について必要な事項を定めるものとする。

(疑義申立ての対象となる入札)

第2条 町長は、本町が発注する設計金額(消費税額及び地方消費税額を含む金額とする。)が1,000万円以上の工事に係る入札（落札候補者が決定しなかった場合の入札を除く。以下同じ。）を疑義申立ての対象とするものとする。ただし、緊急を要するとき、又は疑義申立てを受ける必要がないと町長が認めたときは、この限りでない。

2 町長は、前項の規定により工事に係る入札を疑義申立ての対象としたときは、開札後に入札参加者に対して、当該疑義申立ての回答を完了するまで落札者の決定を保留する旨を宣言し、かつ、後日落札者を決定した上、その内容を入札参加者に対して通知することを告げて入札を終了するものとする。

(疑義申立ての期間)

第3条 町長は、前条第1項の規定により疑義申立ての対象とした工事に係る入札（以下「疑義申立対象入札」という。）に関し、当該疑義申立対象入札の開札日から当該開札日の翌日（当該日が大磯町の休日を定める条例（平成元年大磯町条例第10号）第1条第1項の町の休日であるときは、直近に到来する町の休日以外の日）において町長が指定する時間までを疑義申立ての期間として設定するものとする。

2 町長は、当該疑義申立対象入札に係る全ての入札参加者が疑義申立てを行わない旨の意向を町長に示したときは、前項の期間を短縮することができる。

(疑義申立ての内容)

第4条 疑義申立ては、当該疑義申立対象入札に係る公表された設計書について、金額入り設計書（金額及び数量が記載された設計書をいう。以下同じ。）を確認しなければ判明し得ない積算上の疑義（以下「積算疑義」という。）について行われるものとする。

2 前項の積算疑義には、次に掲げるものを含まないものとする。

- (1) 当該疑義申立対象入札前に質問を行い確認すべきもの
- (2) 積算疑義が特定できないもの
- (3) 積算システムに起因するもの
- (4) 当該疑義申立対象入札に直接関係のないもの

(疑義申立ての手続)

第5条 入札参加者は、疑義申立てをするとき、第3条第1項に規定する期間内において金額入り設計書を閲覧した上で、当該期間内において積算疑義申立書（第1号様式。以下「申立書」という。）を町長に提出するものとする。

2 入札参加者は、前項の規定による金額入り設計書の閲覧に当たり、金額入り設計書閲覧請求書（第2号様式）を町長に提出するものとする。

（疑義申立ての回答）

第6条 町長は、前条第1項の申立書の提出を受けたときは、積算内容及び疑義申立ての内容を確認した上で、当該疑義申立対象入札に係る落札者の決定又は当該疑義申立対象入札の取消しの前までに、疑義申立てに対する回答書（第3号様式）により当該疑義申立てをした入札参加者に回答するものとする。この場合において、回答書を郵送等により当該入札参加者に発送したときは、当該回答書の送達があった日をもって当該回答を完了したものとする。

2 契約担当課長及び当該疑義申立対象入札の工事主管課長は、当該疑義申立てをした入札参加者に対し、申立書の内容についての聞き取りを行うことができる。

（疑義申立対象入札の取扱い）

第7条 疑義申立対象入札の取扱いは、前条第1項の規定による回答結果に基づき、次に掲げるとおりとする。

(1) 積算内容に誤りがなかったとき。 当該疑義申立対象入札を有効であるものとし、当該疑義申立対象入札に係る落札者を決定する。

(2) 積算内容に誤りがあったとき。 次に掲げるとおりとする。

ア 落札候補者に変更が生じたとき。 当該疑義申立対象入札を無効とする。

イ 落札候補者に変更が生じない場合で、当該落札候補者が契約の締結を希望するとき。 当該疑義申立対象入札を有効とし、当該落札候補者の落札金額で契約を締結し、後日、発注者と受注者とで協議の上、設計誤りを補正し、変更契約を締結する。この場合において、落札候補者が複数いるときは、全ての落札候補者が契約の締結を希望する場合に限り、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の9の規定によるくじ引きにより落札者を決定する。

ウ 落札候補者に変更が生じない場合で、落札候補者が契約の締結を希望しないとき。入札を無効とする。

2 町長は、前項第2号ア又はウに該当するときは、当該疑義申立対象入札の取扱いについて、当該疑義申立対象入札に係る全ての入札参加者に通知するものとする。

附 則

この要領は、公表の日から施行し、同日以降に入札の公告又は指名通知をする入札から適用する。